



紫陽花

# ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

6月

(水無月) JUNE

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 日 | ・  | 11 | 25 |
| 月 | ・  | 12 | 26 |
| 火 | ・  | 13 | 27 |
| 水 | ・  | 14 | 28 |
| 木 | 1  | 15 | 29 |
| 金 | 2  | 16 | 30 |
| 土 | 3  | 17 | ・  |
| 日 | 4  | 18 | ・  |
| 月 | 5  | 19 | ・  |
| 火 | 6  | 20 | ・  |
| 水 | 7  | 21 | ・  |
| 木 | 8  | 22 | ・  |
| 金 | 9  | 23 | ・  |
| 土 | 10 | 24 | ・  |

## 6月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| <b>国 税</b> / 5月分源泉所得税の納付<br>6月12日                          | <b>地方税</b> / 個人の道府県民税及び市町<br>村民税の納付(第1期分)<br>市町村の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 所得税の予定納税額の通知<br>6月15日                         | <b>労 務</b> / 健康保険・厚生年金保険被<br>保険者賞与支払届<br>支払後5日以内         |
| <b>国 税</b> / 4月決算法人の確定申告(法<br>人税・消費税等) 6月30日               | <b>労 務</b> / 児童手当現況届(市町村役<br>場に提出) 6月30日                 |
| <b>国 税</b> / 10月決算法人の中間申告<br>6月30日                         |  |
| <b>国 税</b> / 7月、10月、1月決算法人の消<br>費税等の中間申告(年3回の<br>場合) 6月30日 |  |

### ワンポイント 郵便料金の見直し

52円だった通常はがきの料金が、6月から62円に引き上げられます。これに伴い往復はがきは124円になります。ただし年賀はがきは52円のまま据え置かれます。また、定形外郵便と、ゆうメール料金の規格外料金が新設され、ともに長辺34cm、短辺25cm、厚さ3cm、重量1kgのいずれかでも超えると規格外となります。

# ウェアラブル市場への進出



IT企業を経営していますが、ウェアラブル市場に進出しようと考えています。市場の現状と今後についてアドバイスをお願いします。

## ○ウェアラブルとは

ウェアラブルとは、身に付けられる、着用できることをいいます。コンピュータを身に付けられるようにした場合で、一般

的に知られているのが、腕時計型の「スマートウォッチ」でしょう。

さらに、ダイエットやスポーツの活動量を計測できる「フィットネス」タイプには、アウトドア仕様のスマートウォッチやリストバンド型、衣服状にしたスマートウェア。また、メガネ型（スマートグラス）や、仮想空間を見ることができるメガネ型の一種で頭にディスプレイ装置を装着するヘッドマウントディスプレイ（HMD）などがある

ります。この他にも、医療用や軍用など様々な種類があります。

## ○ウェアラブル市場

スマートウォッチである米アップルのアップルウォッチや韓国のサムスン電子のギャラクシーなど市場拡大が予想されています。

ウェアラブルの種類は大きく以下の四つに分けられます。

- ①フィットネスウェアラブル
- ②スマートウォッチ
- ③スマートグラス&HMD
- ④その他

二〇一五年のアップルウォッチ登場以降、市場はゆっくり成長しています。どの製品も二〇二〇年に向けて市場拡大が予想されています。

二〇一四年から二〇二〇年までのカテゴリー別の年平均成長率では、フィットネスウェアラブルが一〇・二%、スマートウォッチが六〇・九%、スマートグラス&HMDが二六・七・四%、その他のウェアラブルが一〇・二%となっています。

市場規模を牽引しているのは、

フィットネスウェアラブルで、健康志向の高まりから底堅い推移が見込まれています。一方、市場規模は小さいものの成長率が高いのはスマートグラス&HMDです。

## ○主なウェアラブル

米アンダーアーマーは、二〇一六年一月にセンサーを内蔵したスマートシューズを発表しました。また、台湾のHTCと組んでスマートバンド、心拍数センサー、体重・体脂肪計とスマホアプリをつなげた健康管理システムを立ち上げました。

二〇一六年一〇月、エプソンはGPS機能、脈拍センサー付きのリスタブルGPSを発表。同年夏には、アップルがアップルウォッチシリズ2、サムスン電子がギャラクシーS3を発表しました。

ソニーのクラウド事業者ファウンディングサイトで登場したウェナリストも時計のバンド部分が決済機能等を持つスマートウォッチとして話題になっています。パナソニックの装着型カメラ・アービトレイターは、米国で警察官が装着する製品とし

て知られています。

HMDは、ソニーのプレイステーションVR、米オキュラスVRのオキュラスリフトHTCのヴイヴが有名で、いずれもディスプレイに有機ELを採用しています。ゲームなどの分野で着実に市場が拡大しており、今後は教育分野でも活用が期待されています。

### ○普及していく上での課題

ウェアラブルは購入する必要を感じないという課題が最も多くなっていますが、今はその必要性が顕在化していないだけともいえます。

工場での技能工の技能継承問題などもスマートグラスやHMDなどを活用し技能工の匠の技をデジタル化して継承する取り組みが始まっています。

東大病院などの医療現場においてもウェアラブルは活用されてきており、医療分野は大きな可能性を秘めた市場です。

二〇一六年九月、東レとNITは心電図を二四時間測定して不整脈の検査ができる新素材を共同開発していることを公表し

ました。米国では、病院に行かずにウェアラブルを装着し生体データを病院に送信することで治療が受けられるサービスも出てきています。また、患者がどこにいても遠隔で医師の診察が可能となつてきています。日本の医療事情は米国と同じではありませんが、バーチャルケアセクターのようなサービスが今後期待されます。

### ○新しい市場

新市場としてはウォンツ（欲求）市場が期待されています。ウォンツとは、なくても困らないがあれば楽しく消費者の購買意欲に訴えかけるものです。

ポケモンGOやポケモンGOプラスのようなウォンツに働きかけるゲームチェンジャー（革新製品）の登場で、腕時計型ウェアラブルへの抵抗感が減り、スマートウォッチの普及が加速する可能性があります。医療分野にもゲーム感覚を取り入れ、例えばリハビリ等をゲームを通じて行うことで楽しみながら継続できることが注目されています。

今後、HMDや生体データを

計算するスマートウォッチ、スマートウェアなど様々なウェアラブルの活用が期待できます。

二〇一六年七月の自転車レースであるツール・ド・フランスでは選手のウェアに生体センサー、サドルにGPSを付け、選手間の距離や自転車の速度、坂の傾斜角度、選手の心拍数など視聴者が楽しめるコンテンツが提供されています。ラグビーの選手にもGPSを装着し、練習を強化したこともあります。

このようにラグビーなどのスポーツでのフィットネス管理のためにウェアラブルデータが活用されています。

着衣型としてはペットに着せるウェアラブルも登場しています。ペットの健康状態を把握できる製品となっています。

### ○まとめ

今後、ウェアラブル市場は大きく進展する可能性があります。それを示唆するようなムーブメント（時代の流れ）やコンテンツ（情報の中身）も出てきています。

社会的必要性に基づいたウェア

アラブル製品から着実に市場が拡大しています。ポケモンGOのようなゲームチェンジャーが登場すると、一瞬にしてウォンツ市場が拡大してニーズも変わり、市場が急拡大する可能性があります。

来るべきウェアラブル市場の本格的な到来に備えて、デザイン性、ブランド化、抵抗感の排除などを検討する必要があります。

持続可能な成長のためにデバイス（各種機器）の供給だけでなく、サービス化も踏まえた包括的なアプローチを意識した取り組みが必要です。個人データのプライバシーやビッグデータの所有権の体制整備などクリアすべき問題も多くなつていますが、新たな市場を獲得するチャンスでもあります。

これまでには限界があり、どの相手（企業、行政、研究所）と組めばよいか、異業種連携によるオーブンイノベーションの真価が問われる時でもあります。（参考・日本政策投資銀行「ウェアラブル市場の現状と今後」）

# 保険の種類と 課税・非課税

保険には様々な種類があり、十分に理解しないまま加入しているケースも多いようです。

そこで、今回は保険の種類と税の課非区分を整理してみます。

## I 保険の分類と特徴

### 1 保険の分類

保険業法では、図表1のように保険を生命保険固有分野（いわゆる第一分野の保険）、損害保険固有分野（いわゆる第二分野の保険）、生命保険・損害保険のどちらともいえない分野（第三分野の保険）として、三つに大別しています。

(1) 「生命保険」とは、人の生存または死亡に関してあらかじめ約定された金額を支払う保険のことで、生命保険会社のみが引き受けられます。

(2) 「損害保険」とは、一定の偶然な事故によって生じた損害額に

応じて保険金を支払う保険のことで、損害保険会社のみが引き受けられます。

(3) 「第三分野の保険」とは、生命保険、損害保険のいずれにも当てはまらない保険のことをいい、生命保険会社、損害保険会社の双方で取り扱うことができる保険です。

具体的には、「傷害保険」や「医療保険」などがあります。

(図表1) 3つの保険の種類

|        | 生命保険<br>(第一分野) | 損害保険<br>(第二分野) | 傷害保険・<br>医療保険など<br>(第三分野) |
|--------|----------------|----------------|---------------------------|
| 保険取扱い  | 生命保険会社         | 損害保険会社         | 生命保険会社<br>及び<br>損害保険会社    |
| 保険事故   | 人の生存・<br>死亡    | 偶然な事故          | 傷害・<br>疾病など               |
| 保険金支払い | 定額払い           | 実損払い           | 定額払い<br>及び<br>実損払い        |

### 2 分類別特徴

#### ① 定額払い

あらかじめ約定された金額を支払う方式で、値段を付けることができない人体に関する生命保険、傷害保険、医療保険等に適用されています。

#### ② 実損払い

実際に被った損害額を支払う方式で、損害保険は、損害により不当な利益を得ること（いわゆる焼け太り）を防ぐという考え方に基づいています。

#### (2)

兼営禁止  
生命保険会社と損害保険会社は第一分野の保険と第二分野の保険を兼営することが認められていませんが、第三分野の保険はそれぞれ引き受けられます。

#### (3)

第三分野の保険の分類  
保険金の支払い方法により二つに区分しています。

具体的には、ケガや病気による入院・通院等のために実際に支出した費用を補償する「傷害疾病損害保険契約」、ケ

ガや病気によって入院・通院等をした場合に契約時に定められた一定額を支払う「傷害疾病定額保険契約」として区分けしています。

以上から、保険業法では、図表2のように「損害保険契約」「傷害疾病損害保険契約」「生命保険契約」「傷害疾病定額保険契約」の四種類に保険を分類し、それぞれの契約関係を規定しています。

(図表2) 契約関係による分類

|      | 人保険    |                | 物(財産)<br>保険 |
|------|--------|----------------|-------------|
|      | 生命     | その他<br>(傷害・疾病) |             |
| 損害保険 | —      | 傷害疾病<br>損害保険契約 | 損害保険契約      |
| 生命保険 | 生命保険契約 | 傷害疾病<br>定額保険契約 | —           |



## II 保険金と税金

### 1 生命保険と税金

満期・死亡保険金を受け取った場合は、所得税、相続税、贈与税のうちいずれかの課税が行われますが、誰が保険料を負担し、誰が保険金を受け取ったか、また、被保険者は誰なのかによって図表3のようになります。

### 2 損害保険と税金

非課税  
事故により支払われる図表4の保険金は、所得税法上、非課税となります。

### (2) 課税

死亡保険金については、図表5のように相続税や贈与税等が課税されます。

(参考・日本損害保険協会HP)

(図表3) 保険金と課税関係 (一時金で受け取った場合)

| 保険金   | 契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 保険金受取人 | 対象となる税金の種類            |
|-------|-----------------|------|--------|-----------------------|
| 死亡保険金 | 夫               | 夫    | 相続人    | 相続税 (保険金非課税の取扱い有り)    |
|       | 夫               | 夫    | 相続人以外  | 相続税 (保険金非課税の取扱い無し)    |
|       | 夫               | 妻    | 夫      | 所得税 (一時所得)            |
|       | 夫               | 妻    | 子      | 贈与税                   |
| 満期保険金 | 夫               | —    | 夫      | 所得税 (一時所得) (年金受取は雑所得) |
|       | 夫               | —    | 妻      | 贈与税                   |

(図表4) 非課税となる保険金

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 自動車保険 | 対人賠償保険  | 対人事故により支払われる保険金                                       |
|       | 対物賠償保険  | 対物事故により支払われる保険金                                       |
|       | 人身傷害保険  | ①損害賠償的要素の保険金<br>被保険者の死亡・後遺障害・傷害に対する保険金のうち、加害者の過失による部分 |
|       |   | ②傷害保険的要素部分の保険金<br>被保険者の過失による部分として支払われる後遺障害保険金・医療保険金   |
|       | 搭乗者傷害保険                                       | 被保険者が受け取った後遺障害保険金・医療保険金                               |
|       | 無保険車傷害保険                                      | 無保険車による事故により被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る保険金                |
|       | 自損事故保険  | 被保険者が受け取った後遺障害保険金・医療保険金                               |
| 車両保険  | 車両事故により被保険者に支払われる保険金                          |   |
| 火災保険  | 火災・爆発などの事故により支払われる保険金                         |   |
| 傷害保険  | 本人または家族の傷害により受け取った後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金など |   |

(図表5) 課税される死亡保険金

|  |                     |  |
|--|---------------------|--|
| 自動車保険<br>(人身傷害保険、搭乗者傷害保険、自損事故保険のうち被保険者自身の過失部分) | 被相続人が保険料を負担している場合   | 保険金を受け取った者が、①被保険者の相続人である場合は相続により、②被保険者の相続人以外の場合は遺贈により、保険金を取得したものとみなして相続税が課税されます。 |
|  | 保険金受取人が保険料を負担している場合 | 所得税法上の一時所得として取り扱われ、他の一時所得と合算して所得税が課税されます。  |
|  | 第三者が保険料を負担している場合    | 保険金を受け取った者が第三者から贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課税されます。  |
| 傷害保険   | 被保険者が保険料を負担している場合   | 保険金を受け取った者が、①被保険者の相続人である場合は相続により、②被保険者の相続人以外の場合は遺贈により、保険金を取得したものとみなして相続税が課税されます。 |
|  | 保険金受取人が保険料を負担している場合 | 所得税法上の一時所得として取り扱われ、他の一時所得と合算して所得税が課税されます。  |
|  | 第三者が保険料を負担している場合    | 保険金を受け取った者が第三者から贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課税されます。  |

# 中小規模事業場の 安全衛生管理体制

労働者を使用して事業を行う者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません(労働安全衛生法)。

今回は、常用労働者数が百人未満の事業場の安全衛生管理体制について触れていきます。

## 一 五十人以上百人未満事業場

常用労働者数が五十人以上の事業場では、五十人未満の事業場に比べ、義務づけられているもの(各種管理者の選任や委員会の設置)が多くなっています。

一定の資格や実務経験を必要とするものもありますので、労働者の増員予定がある事業場では五十人に達する前から準備を進めていくことをお勧めします。

### (一) 安全管理者

#### ① 選任・職務等

常用労働者数が五十人以上の事業場のうち、一定の業種<sup>(注)</sup>において選任が義務づけられ、その者に「安全」に関する事項を管理させます。

(注) 選任業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

職務には次のようなものがあります。

- ・ 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合の応急措置、防止措置
- ・ 安全装置、保護具等の定期的な点検及び整備
- ・ 作業の安全についての教育及び訓練
- ・ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ・ 消防及び避難の訓練

・ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

・ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

・ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全措置

また、安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならぬとされています。後述する衛生管理者のように巡視頻度の定めはありませんが、災害発生のおそれがあるところでは巡視頻度を増やすなど、事業場の状況に応じた危険防止措置を行うていくとよいでしょう。

#### ② 資格要件

一定年数以上の産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者や労働安全コンサルタント等が該当します。

### (二) 衛生管理者

#### ① 選任・職務等

常用労働者数が五十人以上の

事業場では、すべての業種において選任が義務づけられ、その者に「衛生」に関する事項を管理させます。(一)の安全管理者と異なり、業種に関わらず選任が義務づけられていることに注意を要します。

職務には次のようなものがあります。

- ・ 健康に異常のある者の発見及び処置
- ・ 作業環境の衛生上の調査
- ・ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ・ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ・ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

・ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成

・ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生措置

・ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

また、衛生管理者は、事業場の定期巡視(少なくとも毎週一

回)をし、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

## ② 資格要件

衛生管理者免許(第一種・第二種)、衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなどが該当します。業種に応じ必要とされるものが異なります。

## (三) 産業医

常用労働者数が五十人以上の事業場では、一定の医師のうちから産業医を選任し、専門家として労働者の健康管理等に当たさせます。(二)の衛生管理者と同様に、業種に関わらず選任が義務づけられていることに注意を要します。

職務には次のようなものがあります。

- ・ 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ・ 作業環境の維持管理に関すること

- ・ 作業の管理に関すること
- ・ 労働者の健康管理に関すること

- ・ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ・ 衛生教育に関すること

- ・ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

産業医にも定期巡視が義務づけられ、少なくとも毎月一回(平成二十九年六月以降は、一定要件を満たす場合「二月に一回」)作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬとされています。

## (四) 安全委員会・衛生委員会

常用労働者数が五十人以上の事業場では、全ての業種において「衛生委員会」を設置します。

また、一定の業種・規模においては、「安全委員会」も設置します。両方を設置しなければいけない事業場では、それらを一つにし「安全衛生委員会」と

して設けることもできます。

委員の構成や調査審議事項について定められているほか、毎月一回以上の開催や、議事を労働者に周知すること、記録の作成・三年間の保存が義務づけられています。

## 二 十人以上五十人未満事業場

常用労働者数十人以上五十人未満の小規模事業場では、業種に応じ「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任し、その者に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を担当させます。

安全管理者、衛生管理者、産業医は、選任時の報告義務(所轄労働基準監督署へ)がありますが、安全衛生推進者・衛生推進者については報告義務がありません。ただし、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により労働者に周知する必要があります。

## 三 適用事業の単位

事業場の適用単位は労働基準法の考え方と同一であり、原則として「場所」ごとに必要な措

置を講じます。

例えば、衛生管理者は常用労働者数五十人以上の事業場に選任義務があり、本社七十人、支社六十人の会社では、本社と支社のそれぞれにおいて衛生管理者を選任します。

労働者数は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含め、常態として使用する労働者の数により判断します。

## 四 その他

労働安全衛生法により定められた要件や実施すべき事項は多岐にわたるため、ここでは概略について説明しました。厚生労働省や都道府県労働局のホームページ・リーフレット等にも詳細案内がありますので、それらもご活用ください。

なお、労働者数が百人以上の事業場や建設業、製造業など危険・有害な作業を伴う事業場では今回触れたもの以外にも、講ずべき事項(総括安全衛生管理者の選任など)が規定されています。各事業場の規模・業種に応じた適切な安全衛生管理体制を構築していきましょう。

## パートに「選ばれる会社」とは？

「パートタイマーを募集しているが、応募者がゼロというのは初めてだ」とA社・人事担当者は困惑します。

応募者は企業を見抜く手段として、以下の3つの場面で確認していると思われます。

### 1. ホームページを見る

- ① 企業独自のホームページを先ず見て、どのような会社か頭に描く。
- ② インターネット求人サイトから、採用後にどんな仕事に就くか詳しく知る。
- ③ 企業理念・経営者の声
- ④ 教育・研修制度の有無  
ホームページに記載が無い場合、従業員への期待度が低いのか疑問を抱く。  
これらホームページの情報から、頑張って働けば処遇が良くなるのかを判断する。

### 2. 受付時の対応

- ① 電話の出方

電話対応で企業の一端が分かる。

- ② 応募時の反応の速さや的確さ  
遅い対応は募集の本気度を疑われても仕方がない。
  - ③ 履歴書送付後の対応  
最近では応募を躊躇させないため、応募時の履歴書は不要という会社が増えている。
  - ④ あえて「問合せしてみる」  
丁寧な対応で働く意欲を引き出す。受付時の対応には、「企業の素の姿」が出るものであり、ぞんざいな態度は企業の損失になる。
- ### 3. 面接時の対応
- ① 面接者の礼儀により、その企業の人に対する基本的敬意が伝わる。
  - ② 仕事内容やシフトについての説明  
この説明に対して応募者の質問、確認がされる場合は、やる気があると認めること。
  - ③ その他、質疑応答で、応募者が働き続けられるかをジャッジしている。

## 週一万人が消える

「日本の生産年齢人口（一五～六四歳人口）が減少しており、二〇二七年には週一万人ペースで労働力が消える」との新聞報道がありました。数字の根拠は、人口問題研究所の二〇六〇年までの長期推計です。

この推計表では、生産年齢人口は二〇一五年の七、六八二万人から二〇三〇年には六、七七三万人と九〇九万人減少。年平均六〇万人の減少です。

日本が人口減少に入った二〇〇八年からの緩やかな影響は今後十五年間で一層の労働力不足を起すことが予想されます。経済はどうなるかを見る場合、「資本」「労働力」「生産性（技術進歩によって伸びる）」の合算ですが、現状で一番大きな要素は「労働力」です。

したがって、経済も今後、急激な減速が起きてくることを考えておく必要があるでしょう。

## 中途採用担当者の本音

従業員規模20人～50人の会社の採用担当者が面談時にどのように臨んでいるか、経営コンサルタント・A氏は次のように話します。

会社側も応募者に労働力を提供してもらう以上、それに対し給料等環境を整備しなくてはならないので両者間はフィフティ・フィフティの関係である。

一面談は大きくもならず、小さくもならずの話し合い

応募者は「私はこういう人間で、こういうことをやってきた」、一方、会社は「じゃあ我が社ではどういうことをやってくれますか」と考えがちになる。

一応募者は当社では全くの素人、でも人材を補わなくてはならない

面談者の中には受けたら入れそうだが、という会社選びの人は敬遠する。また、人物が良いだけでも心許ない。

一受ける会社の業界を研究して、その業界で働きたいことが決め手になる